

平成20年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年6月9日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会派代表質問
27番 平山 英議員
1. 次期市長選挙について
2. 広域消防のあり方について
- 日程第 2 議案第48号～議案第49号の質疑
- 日程第 3 議案第50号～議案第51号の質疑

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	白井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

田代哲夫君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫君

塩谷章雄君

塩原支所 局長

印南叶君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 係長 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（植木弘行君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は31名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会派代表質問

- 議長（植木弘行君） 日程第1、会派代表質問を
行います。
発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 平 山 英 君

- 議長（植木弘行君） 敬清会、27番、平山英君。
〔27番 平山 英君 登壇〕
○27番（平山 英君） おはようございます。

議席番号27番、平山英でございます。敬清会を
代表いたしまして、会派代表質問を行います。

まず、1項目の次期市長選挙について質問いた
します。

振り返るに、栗川市長は平成15年2月に旧黒磯
市長に当選をされ、平成の大合併の烈風が吹き荒
れさまざまな難問が噴出する中、不退転の決意の
もと、3市町の合併にこぎつけました。さらに新
市那須塩原市の初代市長として、市民の目線に立

って、地域的な偏りや不公平感が生じないように
公平・公正を旨として、11万5,000人余の市民が
ふるさと那須塩原と呼べるように、市民の一体感
の醸成に取り組んでこられました。

また、市長は7つの公約を掲げておりますが、
活力に満ちた那須塩原市の建設では、幹線道路な
ど都市基盤の整備や市街地再開発事業などの地域
拠点の整備、また観光拠点の整備では湯っ歩の里
のオープンなどに、さわやかな生活を支える福祉
社会づくりでは、子どもたちの医療費無料化の拡
大や救急医療体制の充実などに取り組んでおられ
ます。

地域の特性を生かした産業の振興では、東那須
産業団地へアウトレットモールの進出や夏どりイ
チゴの生産振興などに、快適で潤いのある社会基
盤の整備では、先ごろ発表された黒磯板室インタ
ーチェンジ開通や、那須塩原駅前の土地区画整理
事業などに取り組んでおられます。

一人一人を大切に育てる教育の推進では、市採
用の教師の配置事業や30人学級への移行に努め、
緑の大地を守り伝える環境型社会の構築では、平
成21年度稼働に向けた広域ごみ処理施設の建設や、
環境基本計画の策定に取り組んでおられます。

市民の市役所づくりでは、車座談議の実施や職
員の地域担当制、便利な窓口の充実などに取り組
み、着実に成果を出しております。

まさに市民が元気で安心して暮らし、将来の夢
と希望が持てる那須塩原市を築くことであります。

このたび策定した第1次総合計画は、栗川市長
の市政公約を集約したものであり、那須塩原市の
基礎を固める施策の集約であります。市民は、豊
かな自然に加え、交通の要衝として、県北の中核
都市として、さらなる那須塩原市の発展と、真に
「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」
という将来像を願っておるのであります。

栗川市長の那須塩原市への思いと今後の考えを伺います。

○議長（植木弘行君） 27番、平山英君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君 登壇〕

○市長（栗川 仁君） 皆さん、改めましておはようございます。

敬清会27番、平山英議員の会派代表質問にお答えをいたします。

次期市長選についてということのご質問でございますが、ただいまは平山議員から、私の市政運営についての評価がなされたものと思っておるところでございます。

さまざまな問題を抱えながらも、議員の皆様方のご理解とご協力をいただきまして、感謝を申し上げるところでございます。

私が市長として心がけてきた点につきましては、市民の立場に立ち、市民と同じ目線で行政運営を進めることであり、さらに政策やビジョンの説明責任をしっかりと果たし、議員の方々や市民の皆様方に協力をお願いし、本市のまちづくりを実現していくことに努めることであります。

私が掲げた公約は、平成19年度に第1次那須塩原市総合計画に具体的な施策として盛り込みましたところであります。それらを着実に成果を上げていきたいと考えておるところでございます。

首長という仕事を一言で言いますと、任期という限られた時間と、行政あるいは財政という限られた約束の中で、私が公約をしましたことを実現することに尽きるものと考えております。

しかし、社会情勢や景気の急激な変化に伴い、新たな課題を再認識しておるところであり、残された在任期間の中で、さらに本市のまちづくりに全力を傾注してまいりたいと考えております。

今後の方向性につきましては、ただいま申し上げました残された期間に私の持っている力を十分発揮をしまして、その上で今後の方向性を考えていきたいというふうに思っております。

よろしくご理解のほどをお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（植木弘行君） 27番、平山英君。

○27番（平山 英君） それでは、再質問をいたします。

栗川市長は、気力、そして体力とも充実している今、市長として総合計画に沿って事業を実施推進し、そして計画を実現することが那須塩原市の目指すまちづくりにつながることを考えますが、次期の市長選挙への出馬の意思をお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 先ほど申し上げましたとおり、今日、任期を精いっぱい務めてまいりたいという考え方でございます。

顧みますと、一昨年体調を崩しまして皆様方には大変ご心配をかけたところがございます。おかげさまで先ほど質問にありましたように体調は十分のようだというふうに言われておりますけれども、私自身も今、体調は万全であるというふうに思っておりますし、医者の方からも、もう病気に対する考えについては何も考えることはないということで、あとは年に1回ぐらい検査を受ければよいという指示をいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、残された期間を万全を期してやっていきたいというふうに考えておりますし、これまでの事業の評価につきましては、先ほど話がございました。いずれも合併以前の各市町で持っておられた計画を実施して、今進めておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、平成18年度末

に那須塩原市の長期振興計画を策定しまして、その後、平成19年度よりそれらの事業化に向けた計画を立てたところでございます。計画は立てましたけれども、先ほども申し上げましたように、これからその計画を着実に結果として出していかねばならないというふうに認識をするわけでございます。そういう意味では残りの約8カ月間ですか、それで全力を尽くすことはもちろんでございますけれども、その後の方向性につきましても後援者の理解をいただきまして、その後に、私の考えとするマニフェスト等も含めた考えを示していければというふうに考えておりますけれども、今の段階でどういうということより、今後支持者の皆様方のそういう中でご理解を得ていきたいという努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（植木弘行君） 27番、平山英君。

○27番（平山 英君） 今後も市発展のため、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」という将来像に向けて、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

以上で1項目を終わります。

次に、2項目めの広域消防のあり方について質問いたします。

本市の消防行政は、黒磯那須消防組合と大田原地域広域消防組合の2つの組合を持つ変則的な体制となっております。また、下厚埜にある黒磯那須消防本部は、昭和46年に建設された大変古いものでございますが、最近騒がれております大きな地震に耐えられるのか、疑問があるところであります。それを踏まえて、まず総務省、そして県が示している広域消防のあり方について市長の見解を伺いたいと思えます。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、2点目の広域消

防のあり方についてお答えをいたします。

まず、消防の広域化につきましては、災害の大規模化など消防を取り巻く環境が大きく変化をする中で、災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備・確立を図ることを目的といたしまして、平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、それを受けまして消防庁長官が、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、おおむね人口30万人以上に1つの消防本部を目標とすることが示されました。

本県といたしましては、県消防広域化懇談会の提言を初め、県消防広域化等検討委員会の報告書やパブリックコメントなどを踏まえ、平成20年4月23日に広域化対象市町村の組み合わせは、県内に1つの消防本部体制を推進すべきとの考え方を基本として「栃木県消防広域化推進計画」を策定し、市町村消防の広域化の実現に向け、必要な支援を行っていくとしております。

この栃木県消防広域化推進計画の策定に当たり、広域化に関する意見を求められましたので、統合による効率化のほか、統一的な指揮命令による部隊運営や財政規模の拡大に伴う消防資材等の計画的な整備など、組織や財政運営のメリット等を考慮し、全県1つの消防本部とすべきとの考えを示したところであります。

市町村消防の広域化は、県の消防広域化計画策定後、5年以内を実現することが求められております。

今後は市町村消防の広域化を図るために、県内市町村が消防本部による協議機関をできるだけ早く立ち上げ、広域消防運営計画を策定することになります。

消防力の充実強化は、市民の安心・安全の確保に不可欠なものと考えておりますので、今後とも消防の広域化の実現に向けて努力をしてまいりま

す。

以上です。

○議長（植木弘行君） 27番、平山英君。

○27番（平山 英君） それでは、再質問をいたします。

消防の広域化については今後の協議を見守りたいと思いますが、黒磯那須消防本部の建てかえは、消防の広域化を含めた中での考えになるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） この広域化消防組織が、県としては1本の方向で進めるということで方向が示されたところでございます。そういうことになりますと、消防本部は県内に1つあればいいということになるわけでございます。

各市町村の指揮がどうなるのかということは、これから先になるんだろうというふうには思いますが、そういうことになりますと、消防本部は1つ、その下に各市町村の消防署があればよいという判断になるのかなと想定をされるわけでございます。そういう意味では、今黒磯那須消防組合消防本部が置かれております建物、先ほどご指摘のとおり、もう耐震の適用外の建物でございますので、診断をしなくとも耐震はクリアできないだろうというふうには想定はしております。耐震の診断は、多分してございません。しかし、もう43年ぐらいたちますか、そういう老朽化したものでございますので、当然建てかえを目的といたしまして、本年の予算の中にはわずかな額ではございますけれども、建てかえを考えた中での行政視察と申しますか、消防署のあり方というものを検討するというところで予算措置もしております。そういう中で今後、建てかえについて前向きな考え方を示しながらやっていかなければならないのかなというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 27番、平山英君。

○27番（平山 英君） ただいま答弁をいただきましたその消防署は、市民の安心、そして安全のための拠点として消防・防災・救急の活動を担っておるわけでございます。今後とも消防力の充実強化に向けて努力をお願いしたいと思います。また、黒磯那須消防本部の建てかえについても努力をお願いしたいと思います。

以上で、敬清会の代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、敬清会の会派代表質問は終了いたしました。

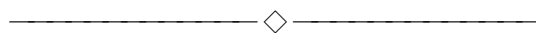
以上で、会派代表質問通告者の質問は全部終了いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。



◎議案第48号及び議案第49号 の質疑

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、議案第48号及び議案第49号の2議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算の中から、1点について質疑いたします。

まず、住民基本台帳電算処理システムの改修費の交付金が入ってきておりまして、その使われ方としては、裁判員候補者予定者名簿作成支援プロ

プログラムの設定業務の委託料として同額出費される予定になっておりますけれども、この裁判員候補者予定者名簿の調製支援プログラムに関する事で、実際にこの裁判員制度について行政の方では市民への負担、また制度の問題点をどのようにとらえているか、まずお聞かせください。

そして実際に、この裁判員制度は、審査後に開く評議会でだれが何を言ったかなどを漏らすと守秘義務違反とされて、最高で懲役6カ月の罰則があるというふうに定められているもので、個人情報に関してはとても厳格な制度になっておりますけれども、裁判員候補者名簿を作成する過程で、個人情報の保護に関してはどのような取り扱いを今まで準備段階で行ってきているか聞かせてください。

それで、この裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムの設定業務が委託になっておりますけれども、これは那須塩原市ではもう既にどこに委託するかということがおおむね決まっています出てきているものなのか、今後広くこの支援プログラムの設定業務を入札をかけるおつもりなのか、その辺のところを聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 選挙監査事務局長。

○選管・監査事務局長（田代哲夫君） 裁判員制度につきまして3点ほどご質問がありましたので、順次お答えしたいと思います。

まず、市民への負担等につきましては、市としては一応法的に定められたものでありますので、そういう対応等については現在行っておりません。

個人情報での対応ですけれども、これも法的に細かく規定されておまして、先ほど議員さんが言いましたように、出廷しない場合には6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金というふうな形になっております。

それと、それぞれ選ばれた方々の情報につきま

しては、本人の了解がない限り公表はだめだよということで法的にもなっております。

3点目の委託に関しましては、一応住民基本台帳保守業者等が望ましいということで、まだ業者等については決めておりませんが、そういう業者にするとということになると思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 市民への負担というのは、実際に下野新聞、各社新聞で調査をしておりますけれども、裁判員制度に対して市民はどういうふうにとらえているかということで、本当に負担だと答えている人が大部分だというふうに新聞報道からは推測できます。市のほうでも、市民がどれだけ負担があるのかというのを、ただ名簿を作成して、その名簿を裁判所のほうに安易に渡すということではなく、その名簿が使われたときに市民にどういう負担が来るのかぐらいはきちんと把握しておくべきだというふうに思います。

それでその中でですけれども、市町村での裁判員候補者予定者の名簿では、住所、氏名、生年月日、本籍等という書き方がよくされているんですけれども、そのほかに何が情報として提供されることになるのでしょうか。その住所、氏名、生年月日、本籍以外に何か情報として提供されるものがあるのかどうか聞かせてください。

それと、先ほど私はこの裁判員制度がとても守秘義務違反なんかで最高で懲役6カ月の罰則があるほど厳しいのに、裁判員になる人のほうのその情報というのはどういうふう外部、外部というのは裁判所ですけれども、出されていくのかということで、ちょっと私も自分の町の個人情報保護条例を見て、どれに当たるのかが判断ができなかったんですけれども、今回のこの電子情報を裁判所に提供するというときに、今までの住基ネット

や個人情報を市が持っているものの中で利用すると想定していたものに、新たな目的外使用、あと新たに外部に提供するという事になったときに、単純に外部に提供するという、言われたからこれでするのでいいのかという議論を、ほかの県の市町村なんかでは情報公開個人情報保護審査会という名称かどうかは、それぞれの市町村によって名称少しずつ違いますけれども、那須塩原でしたら、那須塩原市情報公開個人情報保護審査会というようなところで、どういう取り扱いをしたらいいのか、これでよろしいかどうかということを審査会にかけているんですけれども、那須塩原市では前年度のことになりますけれども、実際に諮問して、それで答申を受けてそれに従ってやろうとしているのか、開催がされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

個人情報に関する電算処理の開発とか変更とかそういうことをするときには、何に気をつけたらいいのかをきちんと審査会なんかで論議してもらって、それでこういうことを注意してやればいいですよとかというのを一たんもらわなければいけないんじゃないかと私なんかは思うんですけれども、那須塩原市の個人情報保護条例ではそういう規定には解釈としてなっていないというんですから、それはそれで、もしかするとうちの条例がやっぱり不備だったのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 選挙・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（田代哲夫君） 私のほうから、その予定者名簿での提出に関してですけれども、現在のところ、氏名、住所、生年月日、本籍という形で名簿を提出するという事になっております。それ以外については、今のところ把握しておりません。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 個人情報保護審査会で、今回の裁判員のプログラム開発に当たって審査会で議論したかという部分でございますが、審査会では、裁判員制度の個人情報保護開示について審査はされておられません。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ということは、今回のこの裁判員制度に関して個人情報に係る電算処理の開発変更ということで、うちの条例ではそれに該当しないという理解をしていますが、よその市町村では、個人情報保護条例の項目の何条により審査会を開催するという事で開催されている市町村があります。そういうところでどういうことが話し合われているかということ、まず最高裁より提供が予定されている名簿作成支援プログラムを使って無作為に抽出しますけれども、そのところでその過程するとき、その名簿作成支援プログラムが使用するコンピューターは選挙管理委員会事務局内で管理し、他のコンピューターとは結合しないとか、とても重要なことをきちんと明快に1回確認し合っているんですね。そういうようなことを、きっと那須塩原の住基はTKCですかね、そこに安易にするのか、それともどこかもっといいところがあるかといって公募するのかわかりませんが、外部のところも入りますし、実際に選管だけじゃなくて、選管と保有担当課と住基ネットを所管している担当課、そこら辺のところ、こういう名簿の取り扱いについてどうするかということ、実際にどこかできちんと明快にしておかないと、万が一その名簿が漏れたとか、何かでアクセスできちゃったとかいうことになるといけないので、その辺のところをどういうふうに担保するおつもりなのかどうかを聞かせていただくと同時に、うちの条例では、今言われたようなことのときには対応はしなくてもいいという条

例になっているのか、条例の解釈として聞かせてください。もし条例の解釈としてこういうような電算処理の開発変更をするとき、外部との接続をするようなことになりますときなどについては、きちんと個人情報保護審査会にかけうければならないのかどうか、その解釈だけ聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 個人情報保護審査会を所管する立場としましては、法に基づく名簿の提供というふうなことでありまして、具体的に審査が必要であるというふうな考え方は持っていません。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。
企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 住基ネットの所管といますか、電算の関係、私どものほうでやっていますので、その関係でお答えいたしますけれども、先ほど選挙監査の局長からありましたように、これから業者が選ばれるということです。市のセキュリティポリシーの中でも、今議員からお話がありましたように、情報が漏れていくということは最大の注意をしなければいけないところですので、業者が決まれば、契約時にその辺はきちんと漏れないような条件を付して契約をするということになってまいります。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。
〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、議案第48号及び議案第49号の2議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了いたします。

◇

◎議案第50号及び議案第51号
の質疑

○議長（植木弘行君） 次に、日程第3、議案第50号及び議案第51号の2議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 議案第50号の中から、那須塩原市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

その中で、一般廃棄物の処理手数料の減免また免除というのが出ているんですけども、その中に生活困窮者、また生活の扶助を受けている低所得者に対する人の減免措置の具体的な施策をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

現行制度では、生活保護者の減免が記載されております。改正案には削除する形ということになっております。

現行では、家庭ごみについては全員無料でございますので、生活保護者がこの条項を適用されて減免になったというのは基本的にはない。何が減免の対象になっていたかと言いますと、事業に伴う、事業のほうから出てくるごみと、1台3,000円でトラックを持って回収する分が減免になるという制度の適用になるはずですけども、その点につきましてはそうそう事例がありませんので、むやみやたらと生活保護の方がこの条項を適用されて減免になっていたというのは今までなかったということ、まず前提としてお答えをさせていただきます。

さて、本題に入りますけれども、今回の改正につきましても、ごみの減量化を主目的に考えて料金設定等をしていこうということで、この制度を立ち上げたいというふうに考えております。よりまして、整理の仕方といたしましては、いろんな福祉制度で減免をしている例等は全国の中でありまして、それらにつきましても福祉制度の中で十分審議をするといいますか、精査をして、適用すべきものは適用するという整理の仕方をさせていただきましたので、今回の条例の中では、そういう部分の福祉制度の部分につきましても減免についてはうたわないという整理になっております。

よって、今保健福祉部がこれは所管する福祉の関係になりますけれども、その辺の内容につきましても、保健福祉部のほうで昨年度から引き続き今、最終的な内容の精査をして検討中というふうに私どもは聞いております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 4人家族の場合のシミュレーションが出ていますね。この市の場合ですと年間で7,760円で、1カ月では650円程度になると書いてありますけれども、所得の低い人ほどやはり生活費に占める割合が高くなると思うんですね。そこで例えば来年21年度から実施なんですけれども、具体的な負担軽減策というので何か案がありましたら、よろしくをお願いします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

基本的にはごみの減量化を目的としておりますので、所得いかににかかわらずごみを出す量をぜひとも減らしていただきたいというために、この有料化という主目的があるわけです。よりまして、今までと同じような量を出すという発想ではなく、

所得にかかわらずぜひとも減らしていただきたいということで、所得による料金の設定等については、現在、一切考えておりません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私も同じその議案50号のことについてなんですけど、今ごみ減量化に向けてということで、ここにごみ袋の値段表が出ております。50円ということで、県内で2番目に高いごみ袋の価格ということでございます。非常にその市民が一番関心があるのは恐らく私、ここのことだと思うんですね。県内で2番目に高いごみの袋を設定した、そして進めていく。

私なんかの考えでは、これから説明会ということでこれを基本にして進めていくんだと思うんですが、市民の一番関心のあるところ、市民との協働という意味では、一番関心のあるところだと思うんです。そういう意味で私としては、非常にこういう条例を出していくのが早いのではないかと、もうちょっと市民との合意形成、協働、協働というのは心を合わせて仕事をする、こう私理解しているんですが、そういう立場から、こういうことを先に決めてしまっただけで説明会に持っていくというやり方で、協働ということになり得るのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

ごみ減量化につきましても、知識としては市民の方たちも多分皆さんご存じだと思います。ただ残念ながら、平成19年度のごみ処理量を見ますと、18年対比でふえております。ここのところずっとふえてきているという現状があります。知識としてはわかっているという現状があると思うんですね。学校でも教えていただいていますし、マスコミ等も

含めましてあちこちで地球温暖化の問題等も含めてやはりごみは減量していくべきだ、資源を大切にすべきだと、これは知識として持っていたいておりますけれども、我々もそのように広報等でも訴えたりしてきております。残念ながらごみが減らないというのが現状です。

こういう理由をもちまして、全国レベルで言いますと、この間6月3日に環境省のほうでプレス発表のデータを出しているのを見ましたけれども、市町村の57%が有料化を導入している。それは18年度統計ですけれども、19年度はまだ出ておりません。そういう形で、ごみの処理量が減ってきているという全国レベルではある。よって、国の考え等も含めまして、有料化はごみ減量に役立っているという論理が成り立っているわけでございます。

そういう面も含めまして、今回我々が第2期ごみ処理施設をつくるわけですけれども、このごみ処理量はどういう計算で140tにしたかというのは、平成17年度あたりから話を聞いていると思うんで、十分理解していただいていると思うんですが、日量103.8t、この処理量で計算をすると、適正な修繕があったり、点検があったりで休む日がありますから、そのレベルで140トンという数字が国の算出で出てくるわけです。

現在、じゃどのぐらい燃やしているんだということになりますと、日量に割りかえますと110数tになっているんですね。ですから、我々担当者としては危機意識を持っています。減らしていただかないと、第2期が適正な運営ができるかどうかを心配しております。

よって、我々は緊急の課題だと思っておりまして、今回の条例ご提案になったわけでございますので、その減量化に当たりまして協働をどう考えるかという点がありましたけれども、それには、

前から何度もお話ししていますように、ごみ減量推進と、それからその下に流れ着くステーションの責任者というピラミッド形式で、その下にまた各世帯があるという形で、みんなで市役所と一緒にごみ減量化に取り組んでいただきたいというもう一方の制度も立ち上げる、ただ有料化だけじゃない、そういうところもご理解をいただいて、今回の改正については議論をしていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 非常に危機意識を持って臨んでいるというお話でしたけれども、やっぱり市民のほうで、今いきなり出てきた、もうちょっとあるんじゃないか、来年の4月から始まる、せめて12月の議会あたりにこれが出てくるんじゃないかというのが、恐らく市民の、私が聞いていた範囲でのそういう話でした。値段を決めてしまって、しっかりと市民の中で議論が深くされない中で、理解をとという形で持っていて、先ほども言いましたが、果たして市民との合意形成ができるのかというあたりが私は非常に心配です。市のほうも非常に不法投棄、ほかの問題も考えられるということで、そちらも力を入れるという話になっていますが、その辺についてももう少し話を聞きたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

事前の準備期間の長い少ないの話になっているようでございますけれども、平成17年度の市政懇談会のレベルあたりから、前部長の時代になりますが、有料化について検討していきますと、明快にパブコメ等も含めて説明等もしてきております。よって、17、18、19年と3年間、議会の答弁の中

でもその方向で検討していますと市長答弁等もさせていただいているように、ずっとその内容について市民に向けては発信をしてきたつもりでございます。

今回最終的なパブリックコメントの中でも、金額等も明示しながらご意見をいただいております。もちろん金額と申しますか、取ること自体についていかなものかというご意見等もありましたが、それが多くを占めていることではないのは、広報でもお知らせして、パブリックコメントの内容を開示してありますから十分確認していただけたと思うんですけれども、やむを得ないという方も多く意見があったというふうに理解しております。

それから、金額の問題をよく、2番目に高いとかとおっしゃいますが、一番が確かに60円ですけれども、50円というのはたくさんあるわけでございまして、それと40円のところも40リッター40円ですからね。45リッターだとまた違う数字になるわけです。本市は45リッターで考えていますから、50円という数字自体は県内で2番目という表現でとられるような高いほうに位置するというふうに私はとっておりませんで、たまたま昨日ちょっと用があって白河へ行きましたけれども、これは55円でスーパーで売ってございましたから、金額的に金券等も含めて、そう高い数字で設定をさせていただいているというふうな理解はしておりません。

また、不法投棄につきましても、確かに市民の理解が得られないと、ふえる可能性はもちろんあると思いますけれども、これにつきましても、これも何度も私は答弁させていただいておりますこと、有料化をしている先進地の統計データを見ますと、日ごろからしっかりやって不法投棄を少なくしようと運動している市町村では、有料化をしたからイコールふえてしまったという事例はないというふうにお伺いしておりますので、本市の市

民もその辺は十分理解をしていただいて、不法投棄がふえるというようなことのない市民であるというふうに、私も信じていきたいと思っております。また、それは説明会の中でも十分お伝えをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、議案第50号及び議案第51号の2議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時50分